

# 長崎県立大学教育開発センター規程

〔平成20年4月1日  
規程第69号〕

改正 平成23年4月1日規程第26号  
改正 平成25年3月22日規程第10号  
改正 平成27年3月3日規程第30号  
改正 平成28年3月23日規程第25号  
改正 平成30年3月6日規程第34号  
改正 令和3年3月24日規程第77号

## (趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第11条第2項の規定に基づき、長崎県立大学教育開発センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## (設置及び目的)

第2条 本学における教育の質向上を図るため、教育の充実や教育方法の改善等を目的として、センターを設置する。

一部改正 [平成23年規程第26号]

## (業務)

第3条 センターは、次に掲げる事項及びセンターの目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 教育内容の充実及び教育方法の改善に関すること。
  - ア 授業方法等の改善に関すること。
  - イ 全学的なFDの企画、実施に関すること。
  - ウ 教育の評価方法の研究・企画及び実施に関すること。
  - エ 現代の大学教育の重要課題に関する情報の収集整理に関すること。
- (2) 教育に関する研究及び企画に関すること。
- (3) 大学IR (Institutional Research) を活用した教育の効果検証及び継続的な改善の推進に関すること。
- (4) その他教育内容の充実に関すること。

一部改正 [平成23年規程第26号、平成25年規程第10号、令和3年規程77号]

## (組織)

第4条 センターは、センター長、副センター長及び次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教員 各2人（うち1名は大学IR担当）
  - (2) 大学事務局学生支援部学生支援課長
  - (3) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長
- 2 前項第1号の委員については、副センター長が兼ねることができる。

一部改正 [平成23年規程第26号、平成25年規程第10号、平成28年規程第25号、平成30年規程第34号、令和3年規程77号]

## (センター長)

第5条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職を補佐する。

2 副センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第26号]

(任期)

第7条 第4条第1号に掲げる教員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加 [平成23年規程第26号、平成25年規程第10号]

(会議)

第8条 会議は、センター長が召集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加 [平成23年規程第26号]

(構成員以外の者の出席)

第9条 センター長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

追加 [平成23年規程第26号]

(部会)

第10条 センターは、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

追加 [平成23年規程第26号、平成25年規程第10号]

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成23年規程第26号]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成23年4月1日規程第26号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(細則の廃止)

2 長崎県立大学教育開発センター細則(平成20年細則第11号)は廃止する。

(旧大学委員会規程の廃止)

3 定款附則第2項に定める長崎県立大学の全学教育委員会規程並びに県立長崎シーボルト大学の全学共通科目専門委員会規程及び授業改善検討委員会規程は廃止する。

4 前項に規定する大学（以下「旧大学」という。）が存続する間は、前項により廃止された旧大学の各委員会規程において定められた当該委員会の所掌事項は、本センターが行うものとする。

附 則（平成25年3月22日規程第10号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第30号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規程第25号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（学部学科再編に伴う経過措置）

2 学則の一部を改正する規則（平成27年3月24日規則第7号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号の規定は適用しない。

附 則（平成30年3月6日規程第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日規程第77号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。